

# 空飛ぶクルマ社会実装加速化事業・ リニア駅周辺におけるパーティポート設置調査等に係る委託業務 仕様書（案）

## 1 業務名称

空飛ぶクルマ社会実装加速化事業・リニア駅周辺におけるパーティポート設置調査等に係る委託業務委託業務

## 2 業務趣旨・目的

「空飛ぶクルマ」は、電動で垂直離着陸する次世代モビリティであり、空の移動をより身近にする新たな移動サービスとして、国内外の様々な地域において社会実装に向けた検討が進められている。日本においては、2025年の大阪・関西万博での商用運航の実現をマイルストーンとして検討が進められ、地方においては、過疎地域の交通や救急医療、災害救助等の地域課題の解決や、観光・レジャーなどの新たなビジネスの創出に大きな役割を果たすことが期待されている。

同時に、安全・安心な空飛ぶクルマの運航に不可欠な専用離着陸場（以下、「パーティポート」という。）については、国において令和5年12月にパーティポート整備指針が示され、実用化に向けた制度整備が進みつつある。（パーティポート整備指針：[https://www.mlit.go.jp/koku/content/VPDesignGuidelines\\_jp.pdf](https://www.mlit.go.jp/koku/content/VPDesignGuidelines_jp.pdf)）

本県においても、将来ビジョン策定や有望ルート・離着陸場候補地調査など、事業環境整備に向けた検討を実施し、パーティポートとしてのポテンシャルの高い候補場所として、リニア山梨県駅周辺が調査結果として抽出されたところ。

リニア駅周辺エリアにおけるパーティポートを設置するに際した具体的な地点や課題、実施ステップ、具体的なビジネスモデルやステークホルダー（利害関係者）等を明らかにすることで、事業環境の整備に向けた検討を加速化することを目的に、本業務を実施するものである。

## 3 業務内容

### 1) 計画等の棚卸し

・リニア駅周辺エリアにおけるパーティポート候補地の検討に際して、周辺開発計画（最新動向、及び計画の進捗等を含む）の棚卸しをすること。棚卸しに際しては、行政関係だけでなく、民間も含めた周辺環境に係る計画を整理すること。

（例：<https://www.city.kofu.yamanashi.jp/rinia/taisaku/machikankyoku/kotsuu/masterplan.html>）

・計画の整理に際しては、インターネット上からの情報収集だけでなく、関係者へのヒアリング等を実施し、精度の高い棚卸しを図ることとする。

### 2) リニア駅周辺エリアにおける具体的なパーティポート候補地の検討・調査

・机上での検討だけでなく、三次元点群データ等のデジタル活用、実地調査等を行い、具体的な候補地点（以下「パーティポート候補地」という）を抽出すること。

・候補地点の抽出に際しては、過年度調査や本県取組等の状況も踏まえ、想定されるユースケース（活用方法）に応じた機体スペックを検討すること。

- ・1) で棚卸した周辺開発計画等に照らし、将来的な整備基準や運用基準の変更等を想定して妥当と考えられる条件となっているか等を確認・整理すること。

- ・パーティポート候補地に加え、事業者目線から、後方支援拠点（整備拠点等）の具体的な候補地を選定すること。

### 3) パーティポートの基礎的諸条件等の整理

- ・パーティポート候補地において、都市計画的の観点（都市計画法、用途制限等）、技術的な観点（土木・建築・電力、環境・空域等）から、開発課題等を抽出すること。

- ・パーティポート候補地における具体的なパーティポートの施設要件（全体面積・FATO（機体の着陸のための最終進入から接地又はホバリングへの移行と、接地又はホバリング状態から離陸への移行のために設けられる区域（Final Approach and Take-Off area））・スタンド（駐機場）数・ターミナル（乗客の発着待機地点）・格納庫有無等）を整理・検討すること。

- ・整理したパーティポートの施設要件に照らし、パーティポートを整備するに際した実施ステップ（整備の前に必要となる各種調査・手続きを含む）を整理すること。また、実施ステップにおいてどの程度の期間が想定されるか、スケジュール感を整理すること。

- ・整理した実施ステップにおいて、どの程度の費用感が生じるか、費用感を算出すること。

### 4) パーティポートの整備・運営等に関連したステークホルダーの整理・ビジネスモデル構築検討等

- ・2) 及び3) で整理したパーティポート候補地において、整備及び整備前を含め、どのようなステークホルダーが考えられ、協議等を必要とするか、洗い出しを行うこと。

- ・洗い出しに際し、事業スキーム等の検討、初期的なパーティポートイメージ資料の作成等を行うこと。

- ・上記を踏まえ、リニア駅周辺を中心としたビジネスモデルの構築に向けた検討を行うこと。

- ・3) で整理した実施ステップにおけるスケジュール感を踏まえ、ステークホルダーへの協議に向けた事前説明等を必要に応じて実施すること。

### 5) やまなし空の移動革命・社会実装推進ネットワーク運営支援

- ・推進ネットワークは、年度内に全体会議を2回程度、ワーキンググループを2回程度開催することを想定し、推進ネットワークの年間の全体スケジュール、全体及び各回で目指すゴール等の設計を行うこと。なお、設計に際しては、上記ビジネスモデルの構築に資するような体制整備に向けた検討が効果的に図られるようなものとする。

- ・全体会議及びワーキンググループの運営支援を行うこととし、会議の内容検討に際して、有益となる専門的知見を有する外部講演者・団体・枠組みなどがあれば、専門的な見地から積極的に委託者に提案・紹介するものとする。会場の手配・調整、資料の作成等を行うこと。なお、会場費は委託費に含む。

- ・全体会議、ワーキンググループの開催状況や議論状況等について、整理の上、成果報告として提出すること。各会議における議論で出た課題や成果については、ステークホルダーごとに整理するなど、わかりやすくまとめること。

(役割分担案) ●：主担当 △：実施支援

項目		全体会議		WG	
		委託者	受託者	委託者	受託者
準備	会議の開催の決定（議題の設定）・主催	●	△	●	△
	会議資料の作成	△	●	△	●
	会場・外部参加者（講師等）の手配	△	●	△	●
	会議開催案内の発信	△	●	△	●
開催	司会進行	●	-	●	-
	議論のファシリテート（意見の集約、議論を円滑に進める役割を担う）	●	△	●	△
開催後	議事概要の作成	-	●	-	●
	議論の進捗管理（今後の展開、課題及び対応の方向性整理等）	-	●	-	●

#### 〔事業効果〕

離着陸場設置及び離着陸場を中心としたビジネス検討に向けた議論の加速化を図る。また、事業者が本県において事業展開を検討しやすい環境の創出を図る。そのために必要な成果指標を KPI として設定し、実装に向けた加速化を図っていく。

#### (KPI)

- ①国の「バーティポート整備指針」を踏まえた具体的な設置可能性のある候補地を 1 つ以上選定
- ②リニア駅周辺をハブとした実現性の高い具体的なビジネスモデルを 1 つ以上整理
- ③推進ネットワーク内のワーキンググループ参画者数のうち県内事業者 5 者の参画

## 4 報告書等の成果品

受託者は、本業務について、以下に定めるとおり成果品を納入するものとする。

### ア)成果品及び納期

- ・事業完了届（納期：令和 9 年 3 月頃）
- ・成果報告書（納期：令和 9 年 3 月頃）

### イ)納品方法

- ・事業完了届 1 部（紙及び電子媒体）
- ・成果報告書 1 部（紙及び DVD-R 等による電子媒体）
- \* 電子媒体は、編集が可能な Microsoft Word、PowerPoint 等のファイル形式と PDF 形式の 2 種類とすること。

### ウ)納品場所

## 5 著作権及び使用料等

- ・本事業における企画、映像等の一切の著作権料及び使用料等については、すべて委託金額内に含むものとする。本事業における成果物の著作権（著作権法第 21 条から第 28 条に定める権利を含む）については、委託者に帰属するものとする。また、本事業終了後においても委託者がその保有する広報媒体等を活用して公表等を行うにあたり、著作権使用料等が別途発生しないようにし、自由に無償で使用できるものとするとともに、著作権人格権（著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項に定める権利を含む。）の行使をしないこと。
- ・成果品については、使用料、その他名目の如何を問わず、使用の対価を一切請求することができない。
- ・成果品に使用される全てのものは、必ず著作権等の了承を得て使用すること。
- ・成果品が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から制作物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は委託者に生じた損害を賠償しなければならない。

## 6 その他

- ・これまでの取り組みや成果については、山梨県の「「空の移動革命」実現に向けた取り組み」ページを参照すること。（<https://www.pref.yamanashi.jp/linear-dsn/soratobukuruma.html>）
- ・業務遂行が効果的なものとなるよう定期的にミーティングを実施することとし、ミーティング頻度は委託者と協議して決定するものとする。なお、ミーティング終了後速やかに議事概要を作成すること。
- ・委託業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。なお、委託業務の一部の再委託又は一部を請け負わせることについて、事前に委託者の承認を得るものとする。
- ・受託者は、契約締結後、速やかに業務実施に係る計画書（実施内容、作業スケジュール等を記載）を提出し、委託者の承認を得ること。業務の実施にあたっては、委託者と十分協議した上で実施するものとする。
- ・受託者は、委託業務の履行にあたり、契約書及び本仕様書に疑義が生じたときは、速やかに山梨県と協議を行うこと。
- ・関係法令等を遵守し、業務を遂行すること。
- ・本業務の遂行にあたり必要となる資料及びデータの提供は、委託者が妥当と判断する範囲内で提供する。所定の手続きをもって受託者に無償で貸与するが、業務完了時には速やかに返却すること。
- ・委託業務に関する会計関係帳簿類等の経理関係書類については、委託業務が終了した年度の翌年度から 5 年間保存しておくこと。
- ・委託業務に関して知り得た業務上の秘密は、契約期間に関わらず第三者に漏らしてはならない。